

# 養護老人ホーム 吉田寿康園



# 養護老人ホームとは？

措置入所で各市町村からの許可が必要。65歳以上で自立～要介護認定者で共同生活可能であれば入居可能です。生活困窮者のセーフティネット。

## ☆入所要件について☆

(老人福祉法 抜粋)

・老人福祉法第11条（老人ホームへの入所等）

65歳以上の者であって、**環境上の理由及び経済的理由**により居宅において養護を受けることが困難なものを当該地方公共団体の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の物の設置する養護老人ホームに入所を委託する事。

・老人福祉法第20条（養護老人ホーム）

養護老人ホームは、第11条第1項第1号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、そのものが自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする。

### 【環境上の理由】

- 同居者との同居の継続が高齢者の心身を著しく害する場合
- 住むところがなかったり、住まいがあっても極めて環境が悪い場合

### 【経済的な理由】

- 介護の必要な65歳以上の高齢者の世帯が、生活保護法による生活保護を受けている場合
- 本人が属する世帯の市町村民税の所得割が非課税である場合
- 災害その他の事情により世帯の生活の状態が困窮している場合

## ☆申請手続きについて☆

鹿児島市の場合

長寿あんしん課 地域包括ケア推進係

場所：鹿児島市役所本館1階

連絡先：099-216-1186

＜入居を少しでも早く望むなら・・・＞

本人が直接行かないと書類を渡さない場合があります。申請時の提出書類が多く本人・家族のみでは作成が難しいため、なるべく担当のケアマネなどと一緒に行動されることをお勧めしております。必ず当園見学後に申請をお願いしております。

# ☆申請手続きについて☆

## ①個別相談

各市町村窓口にて入所要件を満たしているか聞き取りが行われ問題ないと判断されれば場合は入所申請書がもらえます。



## ②入所申請（市町村に違いがあるので確認を）

以下の入所申請書類を各市町村窓口に提出。

- ・入所申請書
- ・収入申告書
- ・主治医診書
- ・住民票謄本
- ・戸籍謄本
- ・年金証書の写し
- ・年金振込通帳の写しなど



## ③面接調査

入所申請書類の内容について審査され、各市町村担当者が面接調査を行います。



## ④入所判定委員会（鹿児島市：2、5、8、11月）

各申請者について養護老人ホームへの入所措置の要否を関係資料に基づき総合的に判断されます。

判定委員：鹿児島市が選考した委員

※各市町村によって判定会開催時期が違います。



## ⑤施設側面談

入所依頼書と措置調書が届き入所日の調整。

## ☆費用について☆ 被措置者徴収金額表

| 収入等による階層区分   |                       | 徴収金額（月額） |
|--------------|-----------------------|----------|
| 生活保護法による被保護者 |                       | 0円       |
| 1            | 0円から 270,000円まで       | 0円       |
| 2            | 270,001円から 280,000円まで | 1,000円   |
| 3            | 280,001円から 300,000円まで | 1,800円   |
| 4            | 300,001円から 320,000円まで | 3,400円   |
| 5            | 320,001円から 340,000円まで | 4,700円   |
| 6            | 340,001円から 360,000円まで | 5,800円   |
| 7            | 360,001円から 380,000円まで | 7,500円   |
| 8            | 380,001円から 400,000円まで | 9,100円   |
| 9            | 400,001円から 420,000円まで | 10,800円  |
| 10           | 420,001円から 440,000円まで | 12,500円  |
| 11           | 440,001円から 460,000円まで | 14,100円  |
| 12           | 460,001円から 480,000円まで | 15,800円  |
| 13           | 480,001円から 500,000円まで | 17,500円  |
| 14           | 500,001円から 520,000円まで | 19,100円  |
| 15           | 520,001円から 540,000円まで | 20,800円  |
| 16           | 540,001円から 560,000円まで | 22,500円  |
| 17           | 560,001円から 580,000円まで | 24,100円  |
| 18           | 580,001円から 600,000円まで | 25,800円  |
| 19           | 600,001円から 640,000円まで | 27,500円  |
| 20           | 640,001円から 680,000円まで | 30,800円  |
| 21           | 680,001円から 720,000円まで | 34,100円  |
| 22           | 720,001円から 760,000円まで | 37,500円  |
| 23           | 760,001円から 800,000円まで | 39,800円  |
| 24           | 800,001円から 840,000円まで | 41,800円  |

## ☆費用について☆ 被措置者徴収金額表

| 収入等による階層区分 |              |   | 徴収金額（月額） |
|------------|--------------|---|----------|
| 25         | 840,001円から   | 880,000円まで  | 43,800円  |
| 26         | 880,001円から   | 920,000円まで  | 45,800円  |
| 27         | 920,001円から   | 960,000円まで  | 47,800円  |
| 28         | 960,001円から   | 1,000,000円まで  | 49,800円  |
| 29         | 1,000,001円から | 1,040,000円まで  | 51,800円  |
| 30         | 1,040,001円から | 1,080,000円まで  | 54,400円  |
| 31         | 1,080,001円から | 1,120,000円まで  | 57,100円  |
| 32         | 1,120,001円から | 1,160,000円まで  | 59,800円  |
| 33         | 1,160,001円から | 1,200,000円まで  | 62,400円  |
| 34         | 1,200,001円から | 1,260,000円まで  | 65,100円  |
| 35         | 1,260,001円から | 1,320,000円まで  | 69,100円  |
| 36         | 1,320,001円から | 1,380,000円まで  | 73,100円  |
| 37         | 1,380,001円から | 1,440,000円まで  | 77,100円  |
| 38         | 1,440,001円から | 1,500,000円まで  | 81,100円  |
| 39         | 1,500,001円以上 | 81,100円+（（1,500,000円<br>を超える額×0.9）÷12）<br>（100円未満の端数は切り捨て。） |          |

### 備考

- 1 この表における「対象収入額」とは、前年の収入額から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除後の額。
- 2 月途中で入所又は退所したその月分の徴収金額は、日割計算による。
- 3 この表における「収入」、「必要経費」及び「支弁した費用の額」は、厚生労働省の示すところによる。

※令和4年1月1日現在。吉田寿康園（60名）

階層 1～10：14名（階層 1が9名） 階層11～20：13名  
階層21～30：24名（階層22が5名） 階層31～39： 9名

# ☆費用について☆ 扶養義務者徴収金額表

| 収入等による階層区分 |   | 徴収金額（月額）                  |          |
|------------|---|---------------------------|----------|
| A          | 生活保護法による被保護者  | 0円                        |          |
| B          | A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者  | 0円                        |          |
| C1         | A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税の者であってその市町村民税の額が次の区分に該当する者<br>均等割の額のみ | 4,500円                    |          |
| C2         | 所得割の額のある者   | 6,600円                    |          |
| D1         | 30,000円以下   | 9,000円                    |          |
| D2         | 3,960,001円から 5,030,005円まで                                       | 166,595円                  |          |
| D3         | 5,030,001円から 6,270,005円まで                                       | 191,195円                  |          |
| D4         | 3,960,001円から 5,030,004円まで                                       | 166,596円                  |          |
| D5         | 5,030,001円から 6,270,004円まで                                       | 191,196円                  |          |
| D6         | A階層及びB階層を除き、前   | 3,960,001円から 5,030,003円まで | 166,597円 |
| D7         | 年分の所得税  | 5,030,001円から 6,270,003円まで | 191,197円 |
| D8         | 課税の者で   | 166,598円                  |          |
| D9         | あってその所得税の額の区  | 1,650,001円から 2,260,000円まで | 102,900円 |
| D10        | 分が次の区分  | 2,260,001円から 3,000,000円まで | 122,500円 |
| D11        | に該当する者  | 3,000,001円から 3,960,000円まで | 143,800円 |
| D12        |   | 3,960,001円から 5,030,000円まで | 166,600円 |
| D13        |   | 5,030,001円から 6,270,000円まで | 191,200円 |
| D14        | 6,270,001円以上  | その月における<br>その被措置者について支弁した |          |

※扶養義務者とは配偶者や子供等のことです。

申込時点で同居していた場合に扶養義務者は退所するまで上記金額徴収されます。ただし、上記の表に基づき年1回判定会が行われ、徴収金額の変更される場合があります。

令和4年1月1日現在。2名扶養義務者徴収あり)

## ☆介護サービスの支弁について☆

介護保険サービスを利用した場合は、次の表に掲げる費用徴収階層ごとに利用者負担の一部が支弁（金銭の返還）されます。

| 費用徴収階層 | 支弁割合 | 費用徴収階層 | 支弁割合 |
|--------|------|--------|------|
| 1      | 100% | 30     | 65%  |
| 2~22   | 99%  | 31     | 64%  |
| 23     | 95%  | 32     | 63%  |
| 24     | 91%  | 33     | 62%  |
| 25     | 86%  | 34     | 57%  |
| 26     | 81%  | 35     | 54%  |
| 27     | 76%  | 36     | 51%  |
| 28     | 71%  | 37     | 48%  |
| 29     | 66%  | 38     | 45%  |

費用徴収階層が39階層の者は支弁されません。

例① 階層20。介護サービス（1か月。保険対象分）4,565円負担。  
 上記表支弁割合99%  $4,565円 \times 99\% = 4,519円$ （端数切捨て）  
 4,519円支弁され  $4,565円 - 4,519円 = 46円$ （実質負担額）

例② 階層26。介護サービス（1か月。保険対象分）12,881円負担。  
 上記表支弁割合81%  $12,881円 \times 81\% = 10,433円$ （端数切捨て）  
 10,433円支弁され  $12,881円 - 10,433円 = 2,448円$ （実質負担額）

例③ 階層1。介護サービス（1か月。保険対象分）26,450円負担。  
 上記表支弁割合100%  $26,450円 \times 100\% = 26,450円$   
 26,450円支弁され  $26,450円 - 26,450円 = 0円$ （実質負担額）





## Q&A



生活保護を受給してるのですが入居は可能でしょうか。

可能です。担当の方と調整して対応させていただきます。



身寄りがない独り身ですが入居は可能でしょうか？

可能です。場合によっては身寄りがない方でも園が引受けとなり葬儀まで対応可能です。



入居してもデイサービスは使えるのか？担当ケアマネ変えたくないのに対応してもらえるか？

介護サービスは自由に使えますし支弁割合に応じて本人負担額も支弁されます。担当ケアマネは変える必要ありません。ただし、変更を希望される場合にはこちらで相談対応可能です。





持病があり薬を飲んでいますが入居  
できますか？

当園嘱託医による訪問診療が受けら  
れて薬の配達や他科受診可能。看護  
師が常駐しており必要であれば訪問  
看護での24時間対応も可能です。



金銭面は管理してもらえますか？

全ての入園者の通帳・金銭管理は  
基本的に園管理させていただきます。  
出納帳で適切に管理し、年4  
回は通帳残高をお知らせします。  
実際のケースでは金銭管理できず  
借金があり入居された方がおられ、  
一緒に借金返済計画を立て完済し  
今後の人生のために貯蓄をしてお  
られる方もいます。



## —お問い合わせ—

### 養護老人ホーム 吉田寿康園

鹿児島市本名町2218番地

電話：099-800-9295

FAX：099-800-9296

担当：生活相談員 中村

